

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行			
(略)			(略)			
<p>附 則 この規程は、令和8年8月1日から施行する。</p>						
<p>別表 1 保険適用外の料金</p>			<p>別表 1 保険適用外の料金</p>			
区分		金額	区分		金額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
処置料等	妊婦等健診料等	(略)	妊婦等健診料等	(略)	(略)	
	妊婦健診料(診察・指導) 初回 1回につき	4,000	妊婦健診料(診察・指導) 初回 1回につき		4,000	
	妊婦健診料(診察・指導) 2回目以降 1回につき	3,000	妊婦健診料(診察・指導) 2回目以降 1回につき		3,000	
	妊婦健診料(助産師外来) 1回につき	3,000	妊婦健診料(助産師外来) 1回につき (新設)		3,000	
	妊婦指導料(母親学級) 1回につき	800	妊婦指導料(母親学級) 1回につき		800	
		(削除)	(削除)	<u>妊婦指導料(オンライン母親学級)</u>		<u>1,980</u>
	産婦指導料(助産師外来) 初回 1回につき	<u>5,000</u>	産婦指導料(助産師外来) 初回 1回につき		<u>3,000</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)			
<p>【改正理由】</p> <p>妊婦指導料(オンライン母親学級)について自費料金を廃止するため、また、産婦指導料(母乳外来)について現行の自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。</p>						